

令和2年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

1 開催日程

- (1) 開 会 令和2年3月19日（木）午後3時00分
- (2) 閉 会 令和2年3月19日（木）午後4時35分

2 場 所 三木市役所 5階 大会議室

3 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会議録の承認について
- 第 3 会議の非公開の決定について
- 第 4 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 5 第17号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第 6 協議事項16 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立に係る教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置について
- 第 7 報告事項 令和2年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成（アフタースクール）事業に係る補助執行について
- 第 8 報告事項 令和元年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について
- 第 9 報告事項 各課の所管事項について
- 第10 その他
- 第11 次回定例会の開催日程について

4 出席者

教 育 長	西 本 則 彦
委 員	石 井 ひろ美
委 員	浦 崎 秀 一
委 員	大 北 由 美

委 員 實 井 政 治

5 欠 席 者 なし

6 事務局出席者

教育総務部長	石 田 英 之
教育振興部長	奥 村 浩 哉
教育振興部次長	岩 崎 恵
教育総務課長	五百蔵 一 也
教育施設課長	長 池 陽 作
文化・スポーツ課長	金 井 善 純
学校教育課長	坂 田 直 裕
教育センター所長	橋 本 泰 一
教育・保育課長	正 心 均
生涯学習課長	近 藤 豊
図書館長	伊 藤 真 紀
企画政策課長	降 松 俊 基
教育総務課主事	藤 原 亮 太

7 傍 聴 者 1 人

開 会

教育長が、令和2年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長が、三木市教育委員会会議規則第28条の規定により、本日の会議の会議録署名委員に、浦崎委員と大北委員を指名した。

日程第2 会議録の承認について

教育長が、令和2年2月定例会（20日開催）及び令和2年2月臨時会（7日、18日及び28日開催）の会議録について委員に諮り、令和

2年2月定例会（20日開催）の「令和2年度三木市教育の基本方針について」に対する発言内容について修正を求める発言があった。教育長が、このことについて委員に諮り、一部修正の上、承認された。

日程第3 会議の非公開の決定について

教育長が、議事の進行について委員に諮り、公開で審議することを決定した。

日程第4 第16号議案 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○五百蔵教育総務課長が、次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、令和2年度の三木市教育委員会事務局組織の改編に伴い、三木市教育委員会事務局組織規則のほか、関係規則を整備する必要があるためである。組織の改編として、生涯学習課（図書館を含む。）を教育振興部から教育総務部へ移管し、社会教育と文化、スポーツ分野の連携を強化するとともに、教育振興部に学校再編室を新設することにより、小規模校の統合を円滑に進め、小中一貫教育の実現に向けた推進体制を確立する。役職名には、新たに室長、副室長、室長補佐を新設する。

このたびの組織改編等に伴い、三木市教育委員会事務局組織規則のほかに、三木市教育委員会所管の庁舎等火気取締に関する規則、三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則、三木市教育委員会公印規則を改正する。

また、三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則において、行政職給料表の適用を受ける職員に主任保育士と保育士が含まれているが、既に教育職給料表の適用を受ける職員に移しており、実態と合わないため、このたびの改正に合わせて削除する。

（西本教育長）三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則において、行政職給料表の適用を受ける職員に、保育士が残ることになるが、教育職給料表の適用を受ける職員に含めたのではなかったか。

(五百蔵教育総務課長) このたびの改正で削除する主任保育士及び副主任保育士と同様に削除すべきであった。修正させていただく。

(西本教育長) もともと幼稚園教諭は教育職給料表、保育士は行政職給料表の適用を受けていたが、認定こども園ができた際に、補職名に保育教諭を新設するとともに、保育士は教育職給料表の適用を受ける職員として改正を行った。認定こども園には、幼稚園教諭、保育士ともに同じ職場で勤務するため、給料表の差異をなくし、統一するためである。保育士等が残っていたのは、規則の改正を行った際の改正漏れであると思われる。

(大北委員) 保育所に勤務する保育士と認定こども園に勤務する保育教諭では、給料が違うのか。

(五百蔵教育総務課長) 基本的には同じであるが、経験年数や役職によって異なる。

(西本教育長) 初任給は、学歴により格付けされることとなる。給料表が異なっていた時は、初任給も違っていたが、現在は、教育職給料表に統一しているため同額である。しかし、幼稚園教諭は、国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が適用されるため、超過勤務手当は支給されない。その代わりに、4%の教職調整額が加算される。認定こども園及び保育所に勤務する場合は、教職調整額は支給されず、超過勤務手当を支給することで、調整を図っている。

(大北委員) 24ページの三木市教育委員会所管の庁舎等火気取締に関する規則第5条第1項中「別所ふるさと交流館にそれぞれ防火管理者を各課、室及び」とあるが、各施設に防火管理者を置き、必要な箇所に火気取締責任者を置くという内容が1文になっているため、読点を入れ、「別所ふるさと交流館にそれぞれ防火管理者を、各課、室及び」とすべきではないか。

(五百蔵教育総務課長) ご指摘のとおり修正する。

(西本教育長) 本議案について、一部修正の上、議決いただくということ
でよろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

日程第5 第17号議案 三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する
訓令の制定について

○五百蔵教育総務課長が、次のように説明した。

三木市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、委員会の議決を求める。

制定理由は、三木市教育委員会事務局組織の改編に伴い、文書の記号を整備する必要があるためである。

このたびの組織改編に伴い、生涯学習課を教育総務部に移管し、新たに教育振興部に新設した学校再編室の記号を三教学再とし、伺書の様式を市長部局に合わせて整備した。

教育長が、第17号議案について採決を行い、原案のとおり可決された。

日程第6 協議事項16 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の成立に係る教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置について

○坂田学校教育課長が、次のように説明した。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年12月4日成立し、同月11日に公布された。

法律改正の趣旨として、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべ

き措置に関する指針」に格上げし、より一層取組を推進するものである。本指針を踏まえ、服務監督権者である教育委員会として講ずる措置について、教育委員会規則等において定めることとされている。

市教委として、教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則（案）を公布することとする。第3条第1項には、「教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理に努めるものとする。」とし、1月につき45時間、1年につき360時間と数値を明確にした。また、同条第2項には、前項の規定にかかわらず、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴うなど特別な場合においては、当該年度につき720時間、1月につき100時間未満、1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月、当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間とした。

また、この規則に基づき、教育職員が所定の勤務時間及びそれ以外の時間について行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるための方針を作成した。これまでに各校で取り組んでいる業務改善についての内容を盛り込んでいる。

(石井委員) 上限時間について、事務局は教職員の働き方の実態を把握した上で設定されていると思うが、それに関する資料がない中での発言は難しい。三木市の実態と教職員の働き方についてお聞かせいただきたい。

(坂田学校教育課長) 国が示している上限時間は、その範囲内で業務を行うこととしている。令和2年1月末現在での教職員の時間外勤務の時間数は、小学校で月平均34時間、中学校で月平均41時間15分であった。

(石井委員) 各校において、それぞれ努力されていることと思うが、負担が大きい教職員や偏りがあるといったことも事務局は把握されているのか。国や県の方針が示され、三木市としての方針を策定するに当たり、協議するための資料が十分ではないと感じる。

(浦崎委員) 同感である。教職員が遅くまで勤務されていることは肌で感

じているが、働き方の実態は分からない。協議をするに当たって、もう少し時間をいただきたいところだが、施行期日は令和2年4月1日なのか。

(五百蔵教育総務課長) 国が12月に公布し、県に通知され、市教委に連絡があったのが2月であったと記憶している。規則の整備を行う中で、2月定例会に協議事項として挙げることができず、また、本質的な現状に関する資料をお示しできておらず申し訳ございません。しかしながら、国の指針は、令和2年4月1日施行とされており、この規則も同日施行を考えている。

(浦崎委員) 4月1日を変更することはできないのか。

(大北委員) 本日配布された追加資料については、国の意向がどのように市に反映され、市独自のものになっているのか考える余地がない。協議事項として取り扱うのであれば、もう少し時間をいただきたい。形だけの方針になるのではなく、事実即したものを定めていくべきであることから、県の資料の添付やデータを集約していただき再度協議すべきではないか。事務手続き上、4月1日に公布しなければならぬのであれば、非常に戸惑いを感じている。

(石井委員) 教職員の働き方は、常に子どもに返ってくると考えている。市の案を示していただいたが、その根拠となる校務分掌も含め全般の資料をいただきたい。

(浦崎委員) 教職員の働き方改革については、今までも研究発表を聴かせていただく機会があった。真剣に取り組まれており、データもあるにもかかわらず、根拠となる資料がない中で、この場で十分に協議を行ったことにはならないのではないかと。

(實井委員) 本日配布された資料を見て、協議を行うのはやはり難しい。県や市の実態の資料をいただいた上で、再度議論させていただきたい。

(大北委員) 国や県の指針が出され、今まで市教委が指揮し、様々な取組を行ってきたことが方針案には落とし込まれているが、それに三木市

独自の取組を加え、色を出す必要があると感じる。浦崎委員がおっしゃったように、教育センターにおいて、各校の業務改善の取組についての研究発表をされていることから、方針に盛り込むのも1つの手である。なお、本協議事項については、再度議論させていただきたい。

(西本教育長) 資料の準備不足に関して、大変申し訳ございません。国と整合させるためにも、適用日は4月1日とする必要はある。不利益な遡及に当たらなければ、施行日は公布の日からとし、適用日は4月1日としても問題は無いと思われる。県がどのような道筋で方針を立てたのか、市の働き方改革の取組や教職員の勤務時間の実態等の資料を揃えた上で、4月定例会において再度協議させていただきたい。

(委員一同) 異議なし。

(西本教育長) 本協議事項については、継続協議とさせていただく。

日程第7 報告事項 令和2年度における認定こども園及び保育所並びに放課後児童健全育成(アフタースクール)事業に係る補助執行について

○五百蔵教育総務課長が、次のように説明した。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条の規定による補助執行事務について、市長部局から令和2年度に重点的に取り組むべき項目について依頼を受けた。「認定こども園及び保育所に関すること」については、(1)就学前教育・保育施設の評価及び監査の実施、(2)「三木市就学前教育・保育共通カリキュラム」に基づく教育・保育の実施、(3)就学前教育・保育施設における待機児童対策、「放課後児童健全育成(アフタースクール)事業」については、待機児童対策として受入施設の整備と支援員の確保を必要に応じて行うことについて依頼があった。

(大北委員) 教育・保育課の事務分掌を見ると、市長部局からの補助執行事務の占める割合が高く、教育・保育課にかかる負担が大きいと感じる。4つの項目については、本年度十分に成果を上げ、努力を継続されてきたと評価している。また、来年度についても目標達成に向けて取組を進められるものと期待できる。

(西本教育長) 現在、教育・保育課の事務分掌のうち幼稚園事務を除いたものが補助執行に当たる。平成27年度から、0歳から15歳までの切れ目のない教育・保育を行うために教育委員会で受け持つことになった。負担の大きい業務であるが、教育委員会として責任を持って行う。

(浦崎委員) アフタースクール支援員の採用状況及び新年度入園受入状況について説明願う。

(正心教育・保育課長) アフタースクール支援員及び補助員については、受入児童数に見合う人数の確保はできている。入園状況については、施設のハード面の関係で受入数に限りがあるため、若干の待機児童が予想される。学校の空き教室を利用する等の代替案で対処していく。

(西本教育長) 三木市のアフタースクール支援員の配置人数は、国が定める基準よりも多く設定しているため、人材確保は難しい現状がある。支援員確保及び受入可能人数の拡大については、今後も検討していく。

日程第8 報告事項 令和元年度三木市文化芸術賞被表彰者の決定について(報告)

○金井文化・スポーツ課長が、次のように説明した。

三木市文化芸術賞表彰規則第4条の規定に基づき、三木市教育委員会被顕彰者を決定したので、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条第2項第4号の規定により報告する。

文化芸術奨励賞を5名の方に、文化芸術特別賞を1名の方にそれぞれ表彰する。表彰式については、新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、検討していく。

(石井委員) 受賞作品を市民が目に見える機会はあるのか。

(金井文化・スポーツ課長) 受賞後、改めて展示する機会は設けていない。

(石井委員) 受賞作品を実際に観るのは、とても貴重な経験になると感じる。

(金井文化・スポーツ課長) 受賞作品を展示する機会を設けることは、前向きに検討する。

日程第9 各課の所管事項について

(1) 教育施設課報告事項

○長池教育施設課長が、次のように報告した。

平田小学校エレベーター設置等工事については、エレベーター工事は、現在、電気工事に取り掛かっており、終了後、エレベーターメーカーによる社内検査を行う。それと同時に行っている北校舎と南校舎を結ぶスロープの改修工事については、2か所のうち1か所は終了し、2か所目の工事に取り掛かっている。4月末に全工程が終了する予定であるため、工期は令和2年4月30日まで繰越を行っている。

みなぎ台小学校教室間仕切り及び空調設備新設工事実施設計・監理委託については、令和3年度の統合に向けて、令和2年度の夏休み中に行う工事分の設計委託である。現在、設計着手の準備中である。近日、第1回目の打合わせを行い、今後の工程について協議を行う予定である。また、工事施工監理業務も依頼するため、設計完成後も工事の完成まで監理委託期間を延長する予定である。そのため、委託期間を令和2年10月31日までとし、繰越する予定である。

(2) 文化・スポーツ課報告事項

○金井文化・スポーツ課長が、次のように報告した。

実施した事業として、企画展「もう40年・そしてまだ70年 藤本長がらす展」を2月29日から3月15日まで開催した。来館者は804人であった。記載の④・⑥・⑧・⑨の事業については、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。三木演劇セミナーについては、令和2年9月6日に延期予定である。

今後の予定として、伊東浩司氏陸上教室については、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。企画展「寺崎かづみ 人形展」を3月20日から4月5日まで堀光美術館で開催する。東京オリンピック・パラリンピックホストタウン向けチケット抽選会を4月14日に延期し、開催する。

(3) 学校教育課報告事項

○坂田学校教育課長が、次のように報告した。

実施した事業として、第12回定例校園長会を2月27日に記載の内容で開催した。2月27日に国から休校要請があったため、県の方針を受けて、臨時校長会を2月28日に開催し、新型コロナウイルスに対する今後の対応について協議を行った。中学校の卒業式を3月10日から17日に延期し、実施した。特別支援学校の卒業式を3月19日に実施した。どちらも新型コロナウイルスの影響により、規模の縮小及び時間短縮で実施した。高校入試については、試験を3月12日に、合格発表を19日に実施した。

今後の予定として、小学校の卒業式を3月23日に、規模を縮小して開催する。小・中・特別支援学校の修了式については、休校期間が3月24日までのため、3月25日及び26日を登校日に設定し、修了式を実施する。式の形式については、従来にとらわれず、柔軟に対応する。記載の③から⑧については、実施する予定であるが、今後の県の方針に従い、検討していく。全国学力・学習状況調査を4月16日に実施予定であったが、延期し、年内実施の方向で検討を進めると文部科学省から通知があった。

(4) 教育センター報告事項

○橋本教育センター所長が、次のように報告した。

教育センターの実施した事業として、記載の①、②のa及び③のaについては、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。記載の②のb及び③のbについては、記載のとおり実施した。教育相談については、特異事項はない。

研究員制度の研究発表会を2月28日に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止した。不登校対策適応教室事業については、通級及び二者面談は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。卒業式については、延期された中学校の卒業式と同日になったため、中止した。今後の予定については、記載のとおりである。

青少年センターの実施した事業として、第7回役員会・深夜補導を3月6日に実施し、来年度の体制について協議した。中学校卒業式特別補導を新型コロナウイルス感染予防対策のため、3月17日に延期し、吉川中学校で実施した。

(5) 教育・保育課報告事項

○正心教育・保育課長が、次のように報告した。

実施した事業として、公立幼稚園・認定こども園の卒園式を3月19日に開催した。

今後の予定として、三木幼稚園閉園式を3月20日に、公立保育所卒園式を3月21日に開催する。どちらも新型コロナウイルス感染予防対策のため、規模縮小で行う。みきっ子未来応援協議会については、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。春休みアフタースクールを3月25日から4月6日に実施する。26人の児童を受入れ予定である。公立保育所入所式・進級式を4月4日に、公立幼稚園・認定こども園入園式を4月10日に実施することについては、今後の新型コロナウイルス感染状況を鑑みて検討する。

(6) 生涯学習課報告事項

○近藤生涯学習課長が、次のように報告した。

実施した事業として、記載の公民館文化祭については、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。三木市高齢者大学大学院地域活動研究発表会を2月20日にまなびの郷みずほで開催し、大学院生地域活動グループの活動発表を行った。

今後の予定として、第2回三木市公民館運営審議会及び第2回三木市社会教育委員会については、新型コロナウイルス感染予防対策のため、いずれも中止した。各委員の方々に会議資料を送付し、文書でご意見をいただく形で対応する。

公民館等公共施設利用について、現在、公民館主催事業は、中止または延期している。サークル活動等の貸館事業については、活動の自粛を求めている。体育館やトレーニングルーム等の施設利用は禁止している。

(7) 図書館報告事項

○伊藤図書館長が、次のように報告した。

実施した事業として、「ひなまつりおはなし会」を2月24日に吉川図書館で開催し、ひなまつりにちなんだ絵本の読み聞かせと工作を行い、参加者は30人であった。事前に紙コップでお雛様を作成し、図書館の入口でPRしたことで、多くの方に参加していただいた。四季折々の事業を今後行う。中央図書館で開催予定であった「ひなまつり☆おはなし会&工作」については、新型コロナウイルス感染予防

対策のため中止した。

今後の予定として、人形劇がやってくる！については、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。定例で実施する事業について、記載の①から⑥は、新型コロナウイルス感染予防対策のため中止した。図書搬送ボランティアについては、通常どおり実施する。

日程第10 その他

事務局に対して、委員から次のような質問があった。

○實井委員が次のように発言した。

新型コロナウイルスの影響でマスク及び消毒液不足が懸念されるが、三木市の在庫状況について説明願う。

(石田教育総務部長) マスクについては、危機管理課で備蓄している。しかし、このマスクについては、大規模災害用に備蓄しているものであり、新型コロナウイルスの感染予防用に市民に配布する予定はない。社会福祉協議会から寄附していただいたマスクについては、介護施設や教育施設等に配布している。消毒液については、現時点において、危機管理課が備蓄しているものを様々な施設へ配布しているが、状況が長引けば、備蓄が尽きるおそれもある。

日程第11 次回定例会の開催日程について

教育長が、次回の教育委員会定例会の開催日程について諮り、令和2年4月15日午後3時から開催することを決定した。

閉 会

教育長が、令和2年3月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。

【令和 2 年 3 月三木市教育委員会定例会会議録】

教 育 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者